平川市　家庭ごみ収集のルールと町会の役割について（一般質問の概要）

1 ごみ集積所と利用について

●設置状況（市の答弁）

市内のごみ集積所	うち集積ボックス設置
760か所	725か所

●所有者の状況（再質問の答弁）

土地の所有者	ごみ集積ボックスの所有者
官地（市・県など）約8割 民有地（個人など）約2割	すべて 町会等の管理団体

●町会未加入者の利用

町会未加入者でも利用可能

家庭ごみの収集は自治体の義務であり、町会加入の有無を理由に利用を制限することはできない。



2 不適切なごみ出しへの対応

●不適切なごみ出しの例


指定ごみ袋を使用しない


町会名・行政区氏名の記載がない


家庭ごみ以外（産業廃棄物など）

●不法投棄に当たるか？

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に違反しているか、排出者・廃棄物の種類・排出場所等により、その都度判断。市のルールを守らないごみは「不適正廃棄物」として取り扱う。

●処理の流れ（市の答弁）

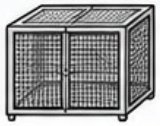
❶ 町会等に対応を依頼（第1段階） → ❷ 悪質な場合は市が調査（排出者の特定等） → ❸ 排出者が特定できない場合は市が処理（最終的な責任は市）

3 ごみ収集の運用に関する提案と市の考え

議員の提案（抜粋）

ごみ集積ボックスの所有者を市とし、周辺住民を維持管理者として直接報酬を支払う制度を検討してはどうか。

現在の仕組み



所有者 町会等 ← 補助金・報奨金 ← 市（維持管理を支援）



市の見解

- 現在、市が集積ボックスの所有者となることは考えていない。
- 町会ごとに形状・大きさ・素材・設置場所などの条件が異なる。
- これまで町会の協力で維持管理が行われており、今後も町会活動を支援し、共助によるまちづくりを推進したい。
- 今後、町会との意見交換や協議により、制度の見直しを検討する。

ごみ収集の全体イメージ図（運用フロー）

家庭からのごみ排出 → ごみ集積所（町会等が管理）→ 市の収集・運搬（自治体の責務）→ 処理・処分（市の責務）

町会未加入者も利用可能（市の答弁）





町会等が日常の維持管理（清掃・点検・分別指導など）





廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、家庭ごみの収集・運搬・処分はすべて自治体（市）の責務です。

不適正排出物の処理フロー（詳細）

不適正なごみを発見（指定袋なし・記載なし・ルール違反など） → 町会等に対応を依頼（第1段階） → 悪質な場合は市が調査（排出者の特定等） → 排出者が特定できない場合は市が処理（最終的な責任は市）

議員が示した4つの見直し案と市の考え

No.	議員の提案内容	市の対応可否	市の考え・理由（答弁要旨）
❶	町会未加入者に維持管理費の金銭負担を求める	条件付きで可能	・管理料等の根拠が明確であれば、町会の判断で徴収することに異存なし。
❷	町会未加入者のごみを個別収集する	現状では不可	・収集費用が新たに発生する。 ・町会の退会者が増加する懸念がある。
❸	町会未加入者専用の市所有集積ボックスを設置	現状では不可	・設置・維持管理に費用がかかる。 ・町会の退会者が増加する懸念がある。
❹	市が町会に補助金を支払い、未加入者のごみ出しを許可してもらう	検討する	・現在も報奨金を交付しており、今後、意見交換や協議により制度の見直しを検討する。

不適正排出物への対応強化に関する3つの提案

No.	提案内容	市の対応（答弁要旨）
❶	1件ごとの処理費用の補助	現在も報奨金を交付しており、今後も見直しを検討する。
❷	処理フローのマニュアル化	不適正廃棄物の処理等を含む手引書を作成し、町会等に配布する。
❸	不適正排出防止の啓発強化	啓発活動の内容をメニュー化し、手引書に記載して配布する。